

4. 金融商品の時価等について

(1)金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金に限定しております。
開発委託金回収債権については、個別案件ごとに債権区分を設け、与信管理をしております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	23,994,809,297	23,994,809,297	—
② 有価証券 満期保有目的の債券	375,970,000,000	375,970,000,000	—
③ 開発委託金回収債権 貸倒引当金	10,954,241,907 △ 166,974,466 10,787,267,441	10,784,761,675	△ 2,505,766
④ 未払金	(5,725,750,959)	(5,725,750,959)	—

(注) 負債に計上されているものは、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

有価証券はすべて譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③開発委託金回収債権

開発委託金回収債権については無利息であることから、債権区分ごとに時価を算出しております。
一般債権については、リスク・フリーに近い市場利子率である国債流通利回りを基礎とする割引率により、当該債権の割引現在価値を算出し、担保及び保証による回収見込額等に基づいた貸倒引当金を控除することで時価を算出しております。

また、貸倒懸念債権等特定の債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

5. 固有の表示科目について

開発委託金

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第1項第1号に規定する医療分野の研究開発のうち、医療分野研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム及び医療研究開発革新基盤創成事業として企業等に委託し、支出した金額としております。

開発委託金回収債権

開発委託金のうち、研究開発の成功・不成功等に応じて企業等より返還されることが確定した金額としております。